

# 平成 21 年度佐渡市社会福祉協議会事業計画

～誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりにむけて～

## I. 基本方針

国は、構造改革を積極的に推進してきましたが、財政再建を優先させた改革であったことから、社会保障システムに対する国民の信頼がそこなわれています。さらに、後期高齢者医療制度等により、高齢者の財政的な負担も増える結果となっています。また、障がい者自立支援法、虐待防止法の制度改革は行われたものの人々の社会福祉に対するニーズはますます複雑・多様化し、高齢者虐待などの新たな福祉課題も生じています。佐渡市においては行財政改革の推進により保有資産の整理・統合が急速に進められ民間への譲渡等によりスリム化を図り厳しい財政状況を乗り切ろうとしています。

このような状況の中、社会福祉協議会としては即応性や柔軟性を駆使し、独自の事業展開が可能な組織として活動していくことが求められています。

このため、合併後 5 年を経過したことにより、地域の状況は変化しているものと考え、平成 20 年度において取組んだ地域の福祉ニーズ把握のための懇談会やアンケートなどを継続的に実施し、地域の市民とともに福祉課題の解決に向け以下の事業に積極的に取り組んでいきます。

## II. 重点目標

### 1 地域における新たな支え合いの仕組みの構築

高齢になっても障がいがあっても、地域で尊厳をもって自分らしい生き方ができるように、公的な福祉サービスだけでは対応が難しい地域の生活課題に対し、住民の支え合いによって解決する仕組みを住民と共に構築します。

### 2 ボランティア活動の推進

住民の自発的な意思によるボランティア活動への参加を支援します。また、ボランティアを必要としている住民の声を聞きながら、地域での活動など新しいサービスの仕組みづくりを目指します。各種ボランティア講座、ボランティアスクールを開催し、ボランティアの資質向上を図ります。

### 3 日常生活自立支援事業の推進

認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいなど様々な要因により判断能力が十

分でない人が、安心できる生活が送れるよう日常生活自立支援事業の取組みを推進します。

円滑な福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、様々な手続きなどに不安がないよう支援を行っていきます。

#### 4 いきいきサロン事業等の推進

地域を拠点に、高齢者、障がい者、子育て中の親及びボランティア等が協働で企画をし、共に運営していく楽しい仲間作りとしてのいきいきサロン事業等の推進に努めます。また、事業に関わるスタッフ研修会を開催し、住民主体の事業実施を支援していきます。

#### 5 介護サービス事業の経営強化と発展

介護サービス事業は、生活全般を支えていく社会福祉協議会の理念をかなえる役割とともに安定的な財源を確保する重要な役割をも果たしています。しかしながら、最近様々な要因から介護サービス事業の低落傾向がみられます。

「みんなが経営者」という意識を一人ひとりが自覚するとともに、計画の策定、実施、評価といったプロセスを着実に実行し、職員及び組織の能力向上に努めます。

### Ⅲ. 基本目標

#### 1 福祉の風土づくりの推進

地域における福祉活動を展開していく上において、社会福祉協議会自体の活動を理解してもらう必要があります。媒体や年齢を問わず情報を提供し、すべての人が福祉に関心を持つような活動を推進します。

#### 2 みんなが参加し支え合う福祉活動の推進

地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動等に参加できるよう、ボランティアセンター・ステーションの強化を図ります。

また、地域懇談会等を開催し、地域住民と共に助け合い、支え合いの福祉社会の実現に向けて地域福祉の推進に努めます。

#### 3 地域の課題に対応する福祉活動等の推進

地域が抱える多様な生活課題を把握し、誰もが住みなれた地域で生活し続けるために、地域住民・関係機関の連携を図りながら地域福祉事業を展開します。

## 4 専門的サービスによる生活支援と問題解決への取組み

高齢者や障がい者が、地域でできる限り健康で活動的な生活を送るために、地域包括支援センターや心配ごと相談所等身近な相談機関を提供し、各専門職が互いに連携を図りながら、介護保険事業や日常生活自立支援事業、生活福祉資金の貸付支援等専門的サービスにつなげ、問題の解決に努めます。

## 5 法人組織の発展強化のための取組み

主体的な経営判断を行い、公共性と民間性を併せ持つ法人として透明性の高い信頼される法人を目指します。また、安定した組織運営をしていくために質の高い人材の育成を推進します。

## 6 公益に寄与する取組み

指定管理者制度の趣旨を十分理解し、また、市から委託された施設等において、利用者のニーズを的確に把握し、質の高いサービス提供と健全な経営や運営を行います。

# IV. 推進目標

### 〈基本目標 1 : 福祉の風土づくりの推進〉

#### 1 福祉情報の提供・啓発活動の推進

市民の参加による福祉社会の実現に向けて、福祉にかかわる情報提供や社協の活動紹介、また地域が抱える福祉の問題等についての問いかけなど行いながら市民の共感と関心をわきたて、主体的な活動意欲の助長や身近な福祉の共通理解につながるような広報・啓発活動を推進します。

#### 2 福祉教育の推進

これからの社会を担う子供たちの社会福祉への関心を高めるとともに助け合いの精神を養い、お互いをありのままに受け入れる共生社会（ノーマライゼーション）の理解と体現に向けて学校等との協力を図りつつ、多様な福祉現場における体験活動や各分野のインストラクター等による福祉教育を推進します。

### 〈基本目標 2 : みんなが参加し支え合う福祉活動の推進〉

## 1 ボランティア基盤の強化・拡充

明るく住みよい福祉のまちづくりの実現に向けて、地域住民が進んで弱い人々に手を差し伸べボランティア活動に主体的に参加できるよう、ボランティアセンター、ステーションの機能を充実し、身近な地域での情報発信や活動推進に努めるとともに、ボランティア基盤の強化・拡充を図ります。

## 2 地域住民による助け合い活動の推進

誰もが住みなれた地域や家庭で安心して暮らせる地域社会を作るため、地域住民のネットワークによる声かけ・見守りにより安否確認や孤独感の解消を図り、地域に根ざした活動の支援を行います。

## 3 介護予防事業の推進

在宅の高齢者等を対象に地域の茶の間、ふれあいいきいきサロン等の開催により、閉じこもりの予防、健康維持に努めるとともに、仲間やボランティアとの交流による孤独感の解消を図り、生きがいのある暮らしが送れるよう支援します。

## 4 共同募金推進の協力支援

共同募金会は、募金という形態による市民の助け合いの社会参加を推進し、人々の善意の気持ちを具体的な福祉事業に配分することでよりよい社会の実現に向け活動している団体です。その理念と目的は社協の活動目的と共通しており、地域での社会的課題を共有しながら福祉の推進を図るための協力支援に努めます。

# 〈基本目標 3：地域の課題に対応する福祉活動等の推進〉

## 1 高齢者支援事業の推進

急速な高齢化の進行とともに、様々な生活不安を抱える高齢者世帯が増えています。また、過疎化や核家族化により単身の高齢者等も増えているなか、不安の解消や孤独感の解消につなげるため、各種事業を展開しながら可能な限り住みなれた地域で自立した安心で安全な暮らしのための支援を行います。

## 2 障がい児者等支援事業の推進

障がいがあっても住みなれた地域で自分らしい生活を送ることは障がい者自身の思いであり、障がい者団体とともに障がい者福祉の充実に向けた支援を行い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

## 3 子育てや介護者等への支援の取組み

核家族化により子育てにおける悩みや問題が多様化するなかで、その解消を図るために保護者同士の交流や子供たちの健全育成に向け、関係機関との連携を図

りながら子育て家庭や子供たちへの支援を推進します。

また、高齢者介護等に日々係る家族のリフレッシュや介護技術の習得のための研修など各種事業を実施します。

## 〈基本目標4：専門的サービスによる生活支援と問題解決への取組み〉

### 1 支援センター事業の推進

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で継続して生活していくことができるよう、地域の社会資源を活用して総合的に高齢者を支えていきます。

なお、在宅介護支援センターは一部を除いて、地域包括支援センターのブランチ（窓口）として、相談業務を継続していくことで、その役割を維持しながら、包括的支援事業の効果的運営について積極的に寄与していきます。

### 2 介護サービス事業の経営の強化と発展

我々は今、デイサービスセンターの譲渡や介護サービスの競争激化など、これまで以上に厳しい現実には直面しています。ここ数年、島外資本による在宅系、施設系の介護事業所の参入が相次いでおり、それに伴い業績は以前の水準を維持しづらくなっています。

この傾向に歯止めをかけるためには、他社をしのぐサービスと技術を再構築するとともに、一人ひとりが日々経営状態を意識し、その向上に自らが寄与するという自覚のもと、事業の発展と収支バランスの改善に努めます。

### 3 生活上の不安の解消のための相談事業の推進

社会が複雑化し、個々の環境や生活状況が著しく変化するなかで、心配ごとや不安を抱える人にとって、日常の暮らしの安心につながる身近な相談所を開設します。各相談会場には相談員を配置します。また、高度な専門分野の相談に対しては弁護士による法律相談事業を実施し、安心できるまちづくりを推進します。

### 4 日常生活自立支援の取組み

認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいなど様々な要因により判断能力が十分でないため福祉サービスの利用や日常的な金銭管理がひとりでは十分にできない人が、安心できる生活が送れるよう日常生活自立支援事業の取組みを推進します。

### 5 自立生活のための支援

長引く不況や生活環境の急激な変化など予期せぬ事態に、経済的な困窮を余儀なくされるケースがあります。そのような状況にある人たちが、再び自立に向けた前向きな生活を早期に実現できるよう生活福祉資金の貸付支援、償還指導により生活意欲の助長を図ります。

## 〈基本目標 5：法人組織の発展強化のための取組み〉

### 1 理解と信頼を得るための取組み

福祉に対するニーズがますます複雑多様化するなか、市民の期待に応えていくことが社協に求められています。また国や地方財政の逼迫が聖域なき構造改革という形となって、これまでの行政機関との関係のありかたにも変化がみられています。このような状況のなか、自らが存在意義を問い直しながら、今日的役割を果たすことによって、期待に応える努力を続け法人組織の発展強化に努めます。また参加、協力、支持によって成り立っている社協の会員制度の拡充を推進し、基盤強化に努めます。

### 2 人材育成の推進

研修体系を整備し、それぞれの職務や職種に応じた段階的な研修を行うことにより、社協職員として適切な資質を持った職員の育成を図ります。

## 〈基本目標 6：公益に寄与する取組み〉

### 1 福祉施設等の管理運営

指定管理者制度により市から指定を受けている温泉保養施設等は、利用者確保のための自主事業や、更なる経費の削減を行い、収支バランスの取れた健全な経営を目指します。

また、地域での各種研修会やボランティア活動など、地域住民の交流の場所の提供を行います。また、施設の有効利用の方策を検討し、これまで以上に住民に利用される施設を目指します。

### 2 その他の取組み

公共性と民間性を併せ持つ公共的な団体として、地域における各種の支援を行い、社会的貢献に努めます。